

退園・転園の手続きについて

市外への転出や家庭で保育が可能となったときは、すみやかに山武市子育て支援課または教育・保育施設へ退園届を提出してください。

転園や短児部から長児部、長児部から短児部への変更は、**新規入園希望者と同様に毎月の入所調整会議により可否が決定**されます。

このため、転園・変更を希望する月の前月10日までに山武市子育て支援課まで必要書類一式を提出してください。

現在の状況	必要書類 届出内容	退園届	保育所等退園届	入園願	転園申請書	認定変更申請書	申請書兼利用	家庭状況等調査表	就労証明等	保育園等入園に関する確認票	提出期限
幼稚園・こども園短児部	退園するとき	<input type="radio"/>									退園する月の月末まで
	山武市から転出するとき ※転出先の教育・保育施設の利用についてご確認ください。	<input type="radio"/>									
	他の幼稚園・こども園（短児部）へ転園したい	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						希望する月の前月まで
	他の保育園・こども園（長児部）へ転園したい	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	希望する月の前月10日まで
	同じ園の長児部へ変更したい	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※10日が土日祝日の場合はその直前の平日まで
保育園・こども園長児部・小規模	退園するとき		<input type="radio"/>								退園する月の月末まで
	山武市から転出するとき ※転出先の教育・保育施設の利用についてご確認ください。		<input type="radio"/>								
	他の幼稚園・こども園（短児部）へ転園したい		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						希望する月の前月まで
	他の保育園・こども園（長児部）へ転園したい					<input type="radio"/>					希望する月の前月10日まで
	同じ園の短児部へ変更したい				<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				※10日が土日祝日の場合はその直前の平日まで

- ◆その他上記以外に、入園時より変更が生じた場合は山武市子育て支援課までご連絡をお願いいたします。
- ◆各種様式は山武市子育て支援課窓口および山武市子育て支援課のホームページにあります。
- ◆必要書類一式をそろえてのご提出にご協力ください。

【お問い合わせ】

山武市役所 保健福祉部 子育て支援課 幼保こども園係
 〒289-1392
 千葉県山武市殿台296番地
 電話：0475-80-2632 FAX：0475-80-2650